

岡山中央南（旧深柢）小学校跡地活用における施設公開に関する協定書

岡山市（以下「甲」という。）と学校法人川崎学園（以下「乙」という。）は、岡山中央南（旧深柢）小学校跡地活用事業に関する基本協定第19条第2項の規定に基づき、地域コミュニティ貢献のための施設公開に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、岡山中央南（旧深柢）小学校跡地内において、乙が管理する定期借地施設等の施設公開に関して、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この協定において「対象施設」とは、乙が管理する定期借地施設等のうち、「別紙」に示す範囲の施設をいう。

2 この協定において「地域住民」とは、岡山中央南（旧深柢）小学校区住民をいう。

（施設の管理運営）

第3条 対象施設の管理運営は乙が行う。

2 乙は、事業運営に支障のない範囲内において、地域住民の健康と福祉、文化の向上等に資する活動に対し、対象施設を公開する。また、対象施設のうち「別紙」に示す「建物南側空地」については、地域住民をはじめ広く市民に公開する。

3 乙は、公開する施設の維持管理等について、地域住民の意見を踏まえるよう努めるものとする。

4 対象施設の利用規則等については、甲、乙協議の上、乙が定めるものとする。

5 災害発生時における対象施設の扱いについては、別に定める「災害時における避難場所等の施設利用に関する協定書」によるものとする。

（費用）

第4条 乙は施設使用料を定め、対象施設の利用者に対して、施設使用料を求めることができる。

2 対象施設の利用者が故意または過失により、対象施設の設備等を破損または汚損もしくは紛失した場合、乙は利用者に修繕等にかかる経費の負担を求めることができる。

(有効期間)

第5条 この協定の有効期間は、協定の締結日から「事業用定期借地権設定契約公正証書（平成24年第25号）」に定める賃貸借期間満了時までとする。ただし、岡山中央南（旧深砥）小学校跡地に関する事業用定期借地権設定契約が途中解除された場合、同時にこの協定も効力を失うものとする。

(協議)

第6条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲、乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、この書面を2通作成し、甲乙双方が記名押印の上各自1通を保有する。

平成29年1月16日

甲 岡山市北区大供一丁目1番1号
岡山市
岡山市長 大森 雅夫

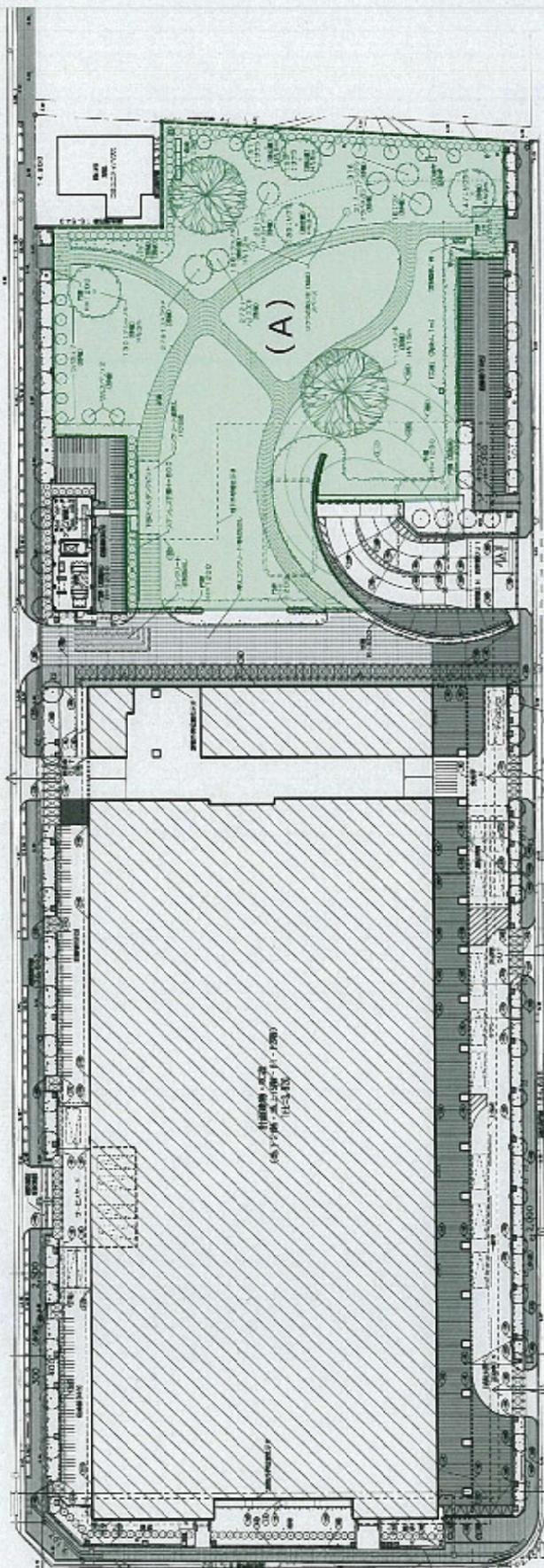
乙 倉敷市松島577番地
学校法人川崎学園
理事長 川崎 誠治

(別紙)

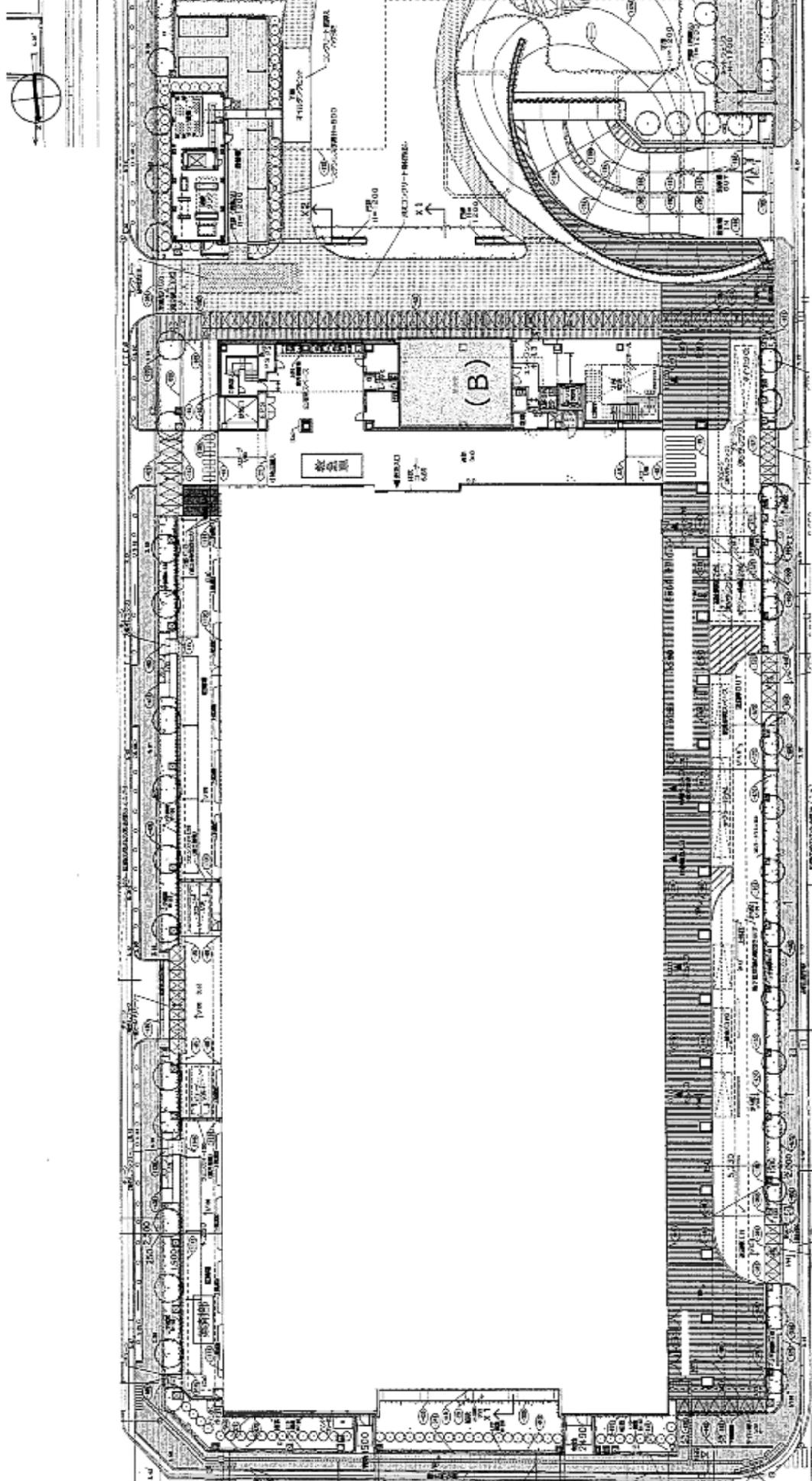
対象施設の範囲

- 1 所在地 岡山市北区中山下二丁目 6 番 101
- 2 名称 川崎医科大学総合医療センター
- 3 対象施設 建物南側空地・・・(A)
建物 1・2 階の居室・・・(B) (C)

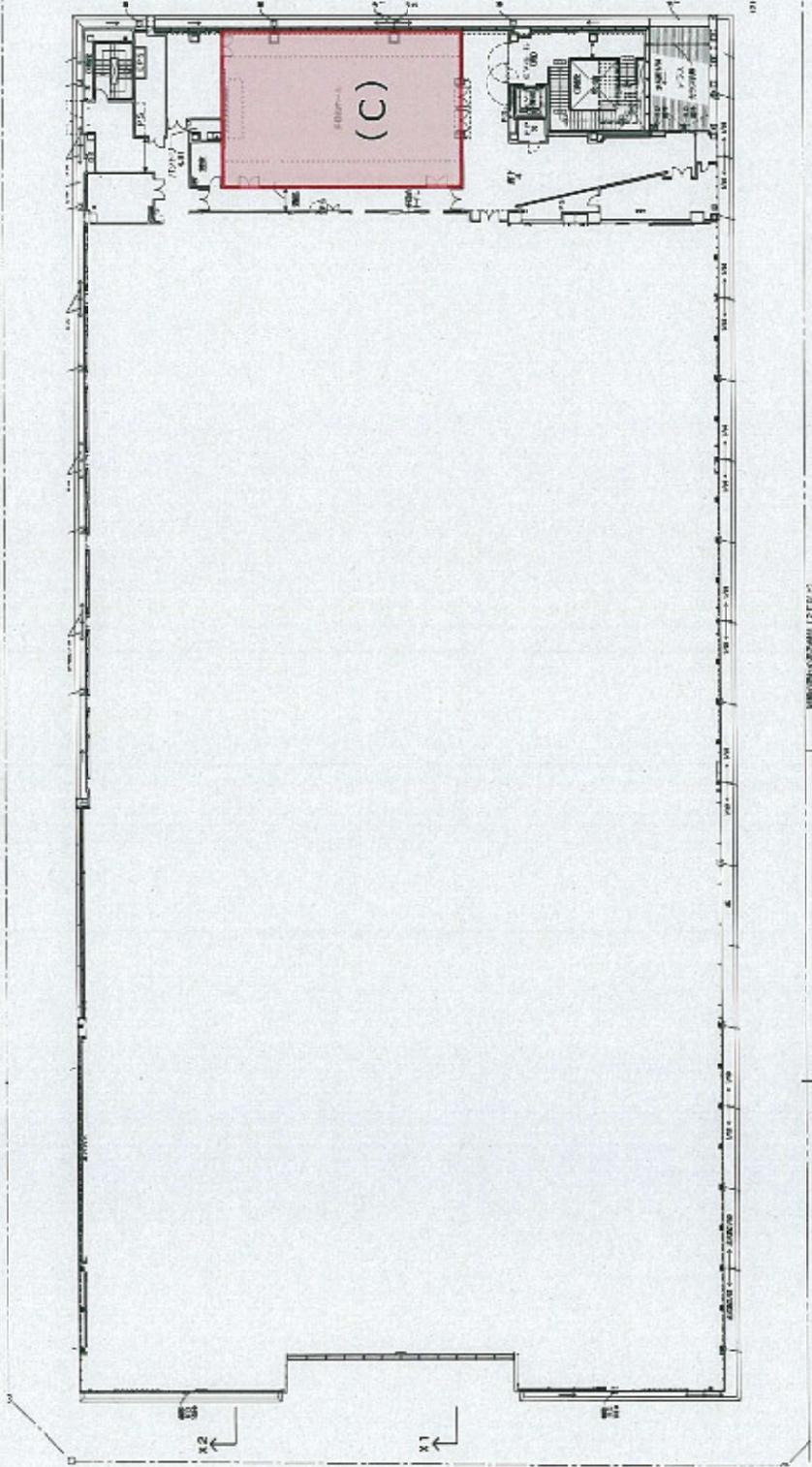
別紙配置図のとおり



配置図1
川崎医科大学総合医療センター
外構



配置図2
川崎医科大学総合医療センター
1階



配置図3
川崎医科大学総合医療センター
2階